

秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月3日

秋田市長 沼谷 純

### 秋田市規則第6号

秋田市墓地、埋葬等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市墓地、埋葬等に関する規則（平成12年秋田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「（様式第3号）」を削り、同条を第2条とする。

第4条の見出しを「（管理者の変更等の届出等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の管理者」を「法第12条の管理者（以下この項において「管理者」という。）」に改め、「（様式第5号）」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項の」を「法第12条又は前項の規定による」に改め、「（様式第6号）」を削り、同項を同条第2項とし、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（書類の提出等）

第4条 次の表の左欄に掲げる法および省令の規定に基づく申請書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左 欄	右 欄
(1)	省令第1条	死体埋葬許可申請書
(2)		死胎埋葬許可申請書
(3)		死体火葬許可申請書
(4)		死胎火葬許可申請書
(5)	省令第2条第1項	死体（胎）改葬許可申請書

(6)	法第12条	墓地等管理者設置届
(7)	省令第7条第1項	墓籍
(8)		納骨簿
(9)	省令第7条第3項	火葬簿

第5条を削り、第6条を第5条とする。

様式第1号から様式第9号までを削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の秋田市墓地、埋葬等に関する規則第5条の規定による墓籍、納骨簿および火葬簿は、それぞれ改正後の秋田市墓地、埋葬等に関する規則第4条の表第7号に掲げる墓籍、同表第8号に掲げる納骨簿および同表第9号に掲げる火葬簿とみなす。